

No.	改定箇所	改定前 令和4年7月1日改定細則	改定後 令和5年5月26日改定細則
1	第六条 学術大会長の選出		第六条 学術大会長の選出 1. 学術大会長は理事会にて選出され、理事会の委任に基づき学術大会を主催する。 2. 学術大会長は、学術大会を運営するにあたり運営事務局を編成することができる。 3. 学術大会長は、任期期間中、理事会に出席することができる。 4. 学術大会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めることとする。